入　札　心　得

本学の所掌する事務のうち、一般競争又は指名競争を行う場合において、入札者が遵守しなければならない事項は、法令の定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

１．入札者は仕様書及び添付書類を熟読のうえ入札書を作成し、会社名、代表者の職名・氏名、代表者印を押印のうえ、提出すること。

２．入札者は代理人をもって入札させる場合は、委任状を持参させること。

３．入札時刻を厳守すること。

４．落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０％に相当する額を加算した額をもって落札価格とする。

５．入札者はいったん提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることは出来ない。なお、次の各号に該当する入札は無効とする。

（１）競争に参加する資格を有しない者のした入札

（２）額を訂正した入札及び誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

（３）その他入札に関する条件に違反した入札

６．開札には、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない本学の職員を立ち会わせて行うものとする。

７．開札時、各人の入札が本学の予定価格の範囲内に達しなかった場合は直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

８．同価格での落札者が２者以上あるときは、直ちにくじを引かせて落札者を決定する。なお、当該入札者でくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない本学の職員にくじを引かせるものとする。